

日伊協会長野会則

第一章 名称および事務所

第一条 本会は、日伊協会長野と称します。

第二条 本会の事務局は、上田市中央2-8-8 ジュエリーヤジマ 2F 内に置くものとします。

第二章 目的および事業

第三条 本会は日伊両国の親睦と理解をはかり、両国間の文化交流に寄与することを目的とし、如何なる人の為の営利にも一切寄与をしていません。

第四条 本会は、上記のその目的を遂行するために、次に掲げる事業を行うものとします。

1. 日伊両国の文化交流の促進と互いの友情と親睦を深めるために文化交流会の企画及び懇親会の開催を行う。
2. イタリア文化に関する図書、雑誌、その他研究資料の収集整理及び閲覧
3. イタリア語教室の開催及び普及奨励を行う。
4. 長野県在住のイタリア人またはイタリア以外の諸外国人との交流に対して支援を行う。

第三章 会員および会費

第五条 本会は、本会の趣旨に賛同する良識者で、所定の会費を納入するものを会員とします。

第六条 会費は次のとおりとします。

1. 一般個人会員は年会費1000円とします。
2. 法人会員及び賛助会員は特に金額の定めはないものとします。

第七条 会員は次の事由によりその資格を失うものとします。

1. 会員が退会を届け出たとき。
2. 会費が2年以上未納となっているとき。

第四章 役員

第八条 本会は、次の各役員を置くこととします。

1. 理事3名以上5名以内
2. 理事のうち、1名を会長、1名を副会長、2名を事務局長とします。

第九条 役員は次の方法により選出するものとします。

1. 上記各役員は総会において選出するものとします。

第十条 役員の任期は2年とします。但し再任を妨げないものとします。

第五章 名誉会長および永久名誉会長

第十一条 本会に名誉会長および永久名誉会長を置くことができるものとします。

名誉会長は、在日イタリア大使館認可のもと現行イタリア大使様の名前を掲げ、永久名誉会長は当協会設立者の故レオ・ベリーニ氏の名前を掲げるものとします。

第六章 会議

第十二条 会議は通常総会と臨時会議とします。

通常総会は、毎年1回会長が招集するものとします。

臨時会議は会長が必要と認めるときにこれを招集するものとします。

第十三条 会長は総会において議長を行うものとします。

第十四条 議決はすべて総会出席者の過半数によるものとします。

可否同数となるときは議長がこれを決定するものとします。

第十五条 下記の事項は総会において決定されるものとします。

1. 事業報告と事業計画
2. 収支報告
3. 会則の変更
4. 役員を選任
5. その他本会運営における重要事項

第七章 会計

第十六条 本会の運営は会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてるものとします。

第十七条 本会の会計年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わるものとします。

第八章 会則の変更ならびに解散

第十八条 この会則は総会の議決を経なければ変更することが出来ないものとします。

第十九条 本会の解散は総会の議決を経なければ解散出来ないものとします。

附則

この会則は2003年9月15日より施行され2007年9月及び2020年6月に一部訂正を加えています。